

浜松市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年1月

6日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年1月6日から2週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	天竜東栄線 (箇所①)	浜松市天竜区長沢1278番2地内から 浜松市天竜区長沢1280番8地内まで	前	7.40 ～10.00	37.60
			後	10.40 ～15.20	
県道	天竜東栄線 (箇所②)	浜松市天竜区長沢1280番7地内から 浜松市天竜区長沢1281番4地内まで	前	8.40 ～13.80	28.00
			後	8.40 ～18.20	